

# ☆ 西都市内で転居をされた方へ ☆

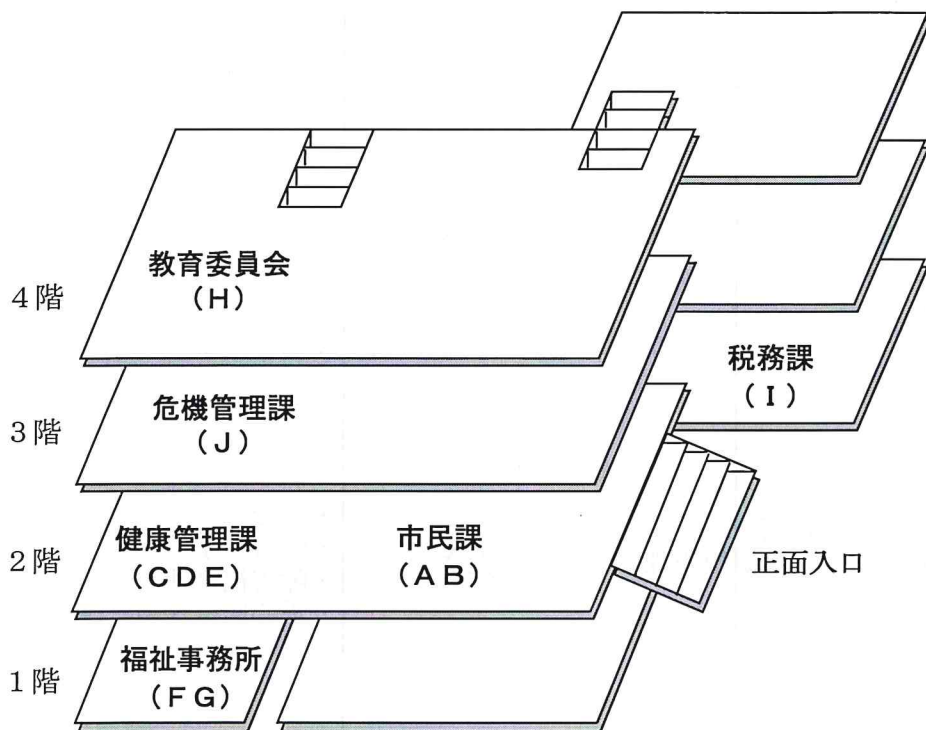
※ 転居の際に以下の要件に該当される方は、手続きをされますようご案内いたします。

対 象 者	担 当 課	手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 戸籍住民係 (A)	裏面に新住所地を記載します。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード
国民年金に加入（第1号被保険者）または受給されている方	市民課 年金係(B)	担当課へお送りください。	
国民健康保険に加入されている方	健康管理課 国保係 (C)	健康保険証および各種認定証の返却と再交付の手続き。	・国民健康保険証 ・各種認定証 ・印鑑 ・マイナンバーカード
高齢受給者証をお持ちの方 (国民健康保険に加入されている方のみ)		(上記に加え70歳から74歳の方) 高齢受給者証を返却と再交付の手続き。	(上記のものに加えて) ・高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	健康管理課 高齢者医療係 (D)	後期高齢者医療被保険者証および各種認定証の再交付の手続き。	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・各種認定証
要介護認定の申請中、または認定を受けている方 介護保険被保険者証をお持ちの方	健康管理課 介護保険係 (E)	担当課へお送りください。	・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険被保険者証
西都市から児童手当・児童扶養手当を受給されている方	福祉事務所 子育て支援係 (F)	担当課へお送りください。	
乳幼児・子ども医療受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの方			
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	福祉事務所 障がい福祉係 (G)	担当課へお送りください。	・印鑑 ・障害者手帳 ・障害福祉サービス受給者証 ・重心医療受給者証
障害福祉サービスを利用されている方			
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されている方			

(裏面に続く)

対象者	担当課	手続き	手続きに必要なもの
市立小・中学校に在籍の児童・生徒がいる方	教育委員会 (H)	担当課へお寄りください。	・印鑑 ・住民票異動届 (コピー)
西都市営の水道を利用されている方	上下水道課 営業係	担当課へ電話連絡をしてください。 ☎ 43-1325	
茶臼原周辺地区に居住している方で、一ツ瀬企業団の水道を利用されている方		一ツ瀬企業団に電話連絡をしてください。 ☎ 35-1381	
下水道に接続している家から転出される方で、井戸水を使用されている方	上下水道課 下水道工務係	担当課へ電話連絡してください。 ☎ 43-1326	
納税などの相談がある方	税務課 (I)	担当課へお寄りください。	
西都市防災ラジオをお持ちの方	危機管理課 (J)	防災ラジオの周波数が地区ごとで異なるため危機管理課にお問い合わせください。	

〈本庁舎案内図〉



※上下水道課は、西都見湯医療センターの向かい（市役所西庁舎）です。